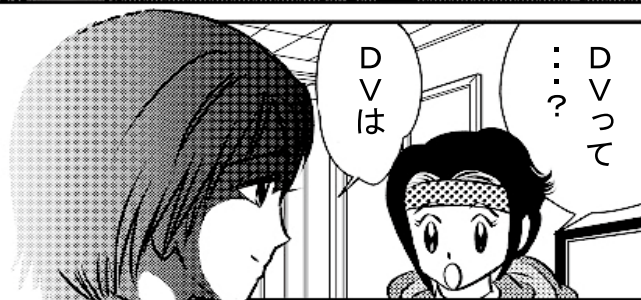
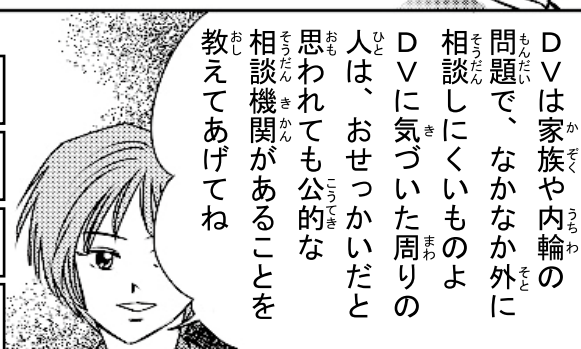




DVとは、ドメスティックバイオレンスの略称で、配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことで、被害者の多くは女性です。暴力は被害者の人権を踏みしめるものであり、絶対に許されません。



◎公的な相談機関
 笠岡市男女共同参画推進センター ☎0865-62-5769
 笠岡警察署・生活安全課 ☎0865-63-0110
 岡山県女性相談所 ☎086-235-6060
 岡山県男女共同参画推進センター ☎086-235-3310



人権まんが解説

DV（ドメスティックバイオレンス）は、「殴る」「ける」といった身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、経済的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などがあります。

DVの加害者はいつも暴力的とは限らず、暴力が爆発した後は反省して謝ったり、やさしくふるまうといったことが繰り返される行動サイクルをとる傾向が見られます。このサイクルを繰り返しながら、徐々に暴力の頻度が高まったり、程度が深刻化したりする傾向があります。

DVの対策として、まず大切なことは、被害者側が身の安全を確保することです。

2001年にDV防止法が施行されたことで、公的な機関に窓口が設けられており、支援が提供されています。DV被害でお困りの人は、まずご相談ください。

また、命の危険があるような緊急の場合は、ためらわず警察に通報してください。

緊急時は110番へ